第

1445

묶



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 1 1月 24日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## <sup>4</sup> 取引先から受け取った貸付金利息

○ :私は、個人で機械加工業を営んでいま すが、古くから取引のある外注先に資金を貸 し付けました。

ところで、この外注先から貸付金利息を受 け取ったのですが、この利息は利子所得とし て申告するのでしょうか。

A:利子所得ではなく事業所得になります。

## 【解説】

利子所得とは、①公債及び社債の利子、② 預貯金の利子、③合同運用信託の収益並びに ④公社債投資信託の収益の分配に係る所得を いい、ご質問の貸付金利子は、利子所得には 該当しません。

ご質問の貸付金利子は、事業所得を生ずべ き事業に付随して取引先に貸し付けた貸付金 に対するものですから、事業所得の金額の計 算上収入金額に含めることになります。

なお、次のような雑収入や事業に伴って生 ずる付随収入も事業所得等の収入金額になり

- (1) 空箱、作業くずなどの売却代金
- (2) 仕入割引
- (3) リベート
- (4) 買掛金の免除益
- (5) 使用人の寄宿舎の使用料
- (6) 事業用資産の購入に伴って景品として受 ける金品
- (7) 新聞販売店における新聞折込収入
- (8) 浴場や飲食業などにおける広告収入
- (9) 仕入先などから受ける開店祝金や改築祝 金







